

鳥取縣公報

條例

◆鳥取縣遊興稅賦課徵收條例
昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉田忠一

鳥取縣遊興稅賦課徵收條例

第一條 遊興稅の賦課徵收については、法律、命令で定めるものを除いてはこの條例による。

第二條 遊興稅は料理店、貸席、カフェー、バー、旅館、貸座敷、引手茶屋、その他これに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に對して、その行爲者にこれを賦課する。

2、前項の場所以外の場所において飲食する場合において、その飲食物が料理店又は旅館から供給を受けるもの

であるときは、その飲食はこれを料理店又は旅館における飲食とみなす。

3、第一項の場所以外の場所において、遊興、飲食する場合において藝妓若しくは、藝妓に類する者又は飲食物を業とする場所から派出、又は僕縫を受けるものであるときは、その場所はこれを料理店とみなす。その遊興飲食は料理店における遊興、飲食とみなす。

第三條 遊興稅の賦課率は次の通りである。

一、藝妓の花代 料金の百分の七十五

二、藝妓の花代に類するもの（以下その他の花代といふ）は宿泊（洋式の旅館以外の旅館における宿泊について

三、藝妓の花代、又はその他の花代を伴う遊興、飲食又

方事務所長の發行する納額告知書によつて、その定める期日までに縣金庫に拂込まなければならぬ。

第十條 地方稅法第三十六條の規定による特別徵收義務者の還付申請については、鳥取縣稅賦課徵收條例第五十四條の規定を準用する。

第十一條 地方稅法第四十條の規定による特別徵收義務者の遊興稅納入義務の免除申請については、鳥取縣稅賦課徵收條例第五十條の規定を準用する。

第十二條 特別徵收義務者は、少くとも次の事項を帳簿に記載しなければならない。但し第一號から第六號までの事項は、一回又は一泊の遊興、飲食又は宿泊毎にこれを記載しなければならない。

第十二條 特別徵收義務者は、少くとも次の事項を帳簿に記載しなければならない。但し第一號から第六號までの規定を準用する。

第十二條 特別徵收義務者は、少くとも次の事項を帳簿に記載しなければならない。但し第一號から第六號までの規定を準用する。

第一、遊興、飲食又は宿泊の年月日

第二、遊興、飲食又は宿泊をした者の數

第三、遊興、飲食又は宿泊の料金の種類及び種類別に賦課率の區別に従い區分した金額

第四、二人以上共同してした遊興、飲食又は宿泊については、一人一回の遊興、飲食料金又は一人一泊の宿泊料金

五、第一條第二項又は第三項に規定する飲食については、一人一回の飲食料金

六、遊興、飲食又は宿泊の料金の領收年月日

七、調製した料金領收書用紙の枚數、及び交付した料金領收書の枚數並びに調製及び交付年月日

八、第一條に規定する場所の經營者に販賣した飲食物の品名、數量、價格及び販賣年月日並びにその買受人の住所及び氏名又は名稱

九、知事又は地方事務所長は必要ありと認めたときは特別徵收義務者に對して、帳簿にその買入れた飲食物及び飲食物の材料の品名、數量、價格、買入年月日及び賣渡人の住所、氏名又は名稱並びに遊興、飲食又は宿泊をした者の住所及び氏名の記載を命ずることができる。

第十三條 特別徵收義務者は、遊興稅を徵收すべき遊興、飲食又は宿泊の料金を領收したときは、次の様式による料金領收書を、支拂者に交付しなければならない。

一、料理店(カフェー、バー及びこれに類する場所、引手を除く)貸席、貸座敷、貸座敷に類する場所、引手

00750

00749

茶屋にありては別記第一號様式。

二、旅館にありては別記第三號様式。

三、カフェー、バー及びこれに類する料理店にありては別記第四號様式。

四、前項の規定によつて、料金領收書を支拂者に交付したときには、その寫を保存しなければならない。

第五條 特別徵收義務者は、一人一回の遊興、飲食の料金又は一人一泊の料金に對する賦課率及び前條に規定する料金額收書の様式を客席に表示しなければならない。

第六條 知事又は地方事務所長は、特別徵收義務者に對しその業務についての帳簿書類の作成、又は保存について必要な事項を命ずることができる。

第七條 藝妓、藝妓に類する者の雇主、抱主若しくはこれに準すべき者、又はその營業について仲介をする者は、藝妓、藝妓に類する者の出先の場所毎に、毎回少くとも次の事項を帳簿に記載しなければならない。

第八條 藝妓、藝妓に類する者の花代又はその他の花代の金額

第九條 藝妓、藝妓に類する者の雇主、抱主若しくはこれに准すべき者、又はその營業について仲介をする者は、藝妓、藝妓に類する者の出先の場所毎に、毎回少くとも次の事項を帳簿に記載しなければならない。

第十條 藝妓、藝妓に類する者の雇主、抱主若しくはこれに准すべき者、又はその營業について仲介をする者は、藝妓、藝妓に類する者の出先の場所毎に、毎回少くとも次の事項を帳簿に記載しなければならない。

第十一條 特別徵收義務者は、第二條に規定する場所の經營者に販賣した毎月分の飲食物の品名、數量及び價格を買受人毎に區別して記載した届書を、翌月五日までに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第十二條 特別徵收義務者に對して交付すべき取扱費は、遊興稅拂込額の百分の一とし、次の二期に分けてこれを交付する。

前期分 十一月

後期分

翌年五月

第十三條 罰則については、鳥取縣稅賦課徵收條例第五十六條及び第五十七條の規定を準用する。

第十四條 遊興稅の賦課徵收については、この條例に定めるものを除いては、鳥取縣稅賦課徵收條例を準用する

この條例は昭和二十二年四月一日からこれを施行する。

この條例施行の際、旅館を經營する者は、各等級毎の宿泊料、室料、食事料(朝、晝、夕食別)その他の料金を、この條例施行の日から一月以内に、知事又は所轄地方事務所長に届出しなければならない。

00753

第三號様式

第 號 料 金 領 収 書
 室 名 (普通宿泊料金 圓 "錢")
 例 某 宛
 昭 和 年 月 日 貼 付 標 經營者氏名
 下記金額領收しました。

總 計 圓 錢
 合、計

遊興飲食 の年月日	料 金	賦 課	税・金 額	立替金
	圓 錢	圓 錢	圓 錢	圓 錢

遊興飲食 の年月日	遊興飲食 品	一 人 一 回	圓	錢
	名	數	量	金

合 計	立 替 金	圓 錢	何々	圓 錢

備 考

- (一) この領收書は一回の宿泊(洋式の旅館以外の旅館にあつては飲食を含む)毎に記載するものとする。
 (二) 洋式旅館にあつては普通宿泊料の記載を要しないものとする。
 (三) 第二號様式備考(一)(五)及び(六)はこの様式に準用するものとする。

第四號様式

第 號 料 金 領 収 書
 室 名 (普通宿泊料金 圓 "錢")
 例 某 宛
 昭 和 年 月 日 貼 付 標 經營者氏名
 下記金額領收しました。

遊興飲食 の年月日	遊興飲食 品	一 人 一 回	圓	錢
	名	數	量	金

合 計	立 替 金	圓 錢	何々	圓 錢

備 考

- (一) 第三號様式備考(一)(二)(五)及び(六)はこの様式に準用するものとする。

00754

◆鳥取縣條例第十號

臨時鳥取縣稅賦課徵收條例を次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和[11]年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠

臨時鳥取縣稅賦課徵收條例

昭和[11]年度分に限り定期に賦課すべき次の縣稅は、鳥取縣稅賦課徵收條例第五條及び第十六條の規定に拘らず次の賦課期日及び納期に依りこれを賦課徵收する。

稅 金 賦課期日 納 期
 段 別 稅 全期六月一日 六月二十日より
 船 舶 稅 同 同月末日限り

自動車稅 同 同
 電柱稅 同 同
 漁業權稅 同 同
 電話加入權稅 同 同
 ラヂオ稅 同 同

昭和二十二年四月一日

火曜日

第三條ノ二 縣吏員トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一、監査委員(縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタ
ルモノヲ除ク)

二、委員(同)

三、縣主事

四、縣技師

五、縣書記

六、建築技手

七、警察技手

八、自動車技手

九、縣技手補

十、農產物検査員

十一、營業取締吏員

長

◆鳥取縣條例第十一號

鳥取縣有給縣吏員恩給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉田忠一

「鳥取縣有給縣吏員恩給條例」を「鳥取縣吏員等恩給

條例」に改める。

第一條 第十條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十三條及び第二十四條中「縣吏員」を「縣吏員等」に改める。

第三條 本條例ニ於テ縣吏員等トハ縣經濟ヨリ俸給ヲ受

タル縣吏員又ハ縣會議員選舉管理委員會、縣會及縣參

事會ノ書記ヲ謂フ

十四、機 開 長

十五、通 信 工 手

附 則

この條例は、昭和二十一年十月五日からこれを適用する。

鳥取縣有給縣吏員恩給條例施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十一年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

「鳥取縣有給縣吏員恩給條例施行細則」を「鳥取縣吏員等恩給條例施行細則」に「縣吏員恩給條例」を「縣吏員等恩給條例」に「縣吏員」を「縣吏員等」に改める。

附 則

この條例は、昭和二十一年十月五日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第十三號

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例を次のように定める。

昭和二十一年四月一日

第四條 鳥取縣吏員等恩給條例第二十五條に規定する恩給法第七十五條の規定の準用については、恩給法臨時特例第六條の規定を準用する。

第五條 昭和二十二年鳥取縣條例第八號附則第二項の縣吏員等で、同條例第三條の規定の適用を受けないもの（以下該當者といふ）に、前各條を適用するについては左の表による。

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

第一條 鳥取縣吏員等恩給條例第十條の規定の適用については、當分の間同條中「百分ノ二」とあるのは「二百分ノ一」と読み替えるものとする。

第二條 退職料若しくは扶助料の年額又は退職給與金若しくは扶助金の金額は、當分の間退職又は死亡當時の給料の額にかゝはらず、別表第一號表に掲げる給與給料の額に夫々對應する假定給料額によつてこれを計算する。

第三條 鳥取縣吏員等恩給條例第十九條の規定の適用については、當分の間同條第五項にかゝわらず、別表第二號表による。

特別による。

一、第一條の規定を適用するについては、該當者が昭和二十一年六月三十日において現に受けた給料（以下從前との給料と稱す）の額の四十割に相當する額を各々該當者が受ける給料の額とみなす。

二、第二條の規定を適用するについては、別表第一號表の規定にかゝわらず、從前の給料の月額の百分の百三十に相當する額を、夫々該當者の假定給料月額とする。

三、第四條の規定を適用するについては、恩給法臨時特例施行令第一條第一項第三號の規定を準用する。

附 則

この條例は、昭和二十一年七月一日からこれを適用する。

(別表)

第一號表

給與給料 月額	假定給料 月額
二〇〇圓	二〇圓
二一〇圓	一五圓
二四〇圓	三〇圓

給與給料 月額	假定給料 月額
九〇〇圓	九〇〇圓
八〇〇圓	八〇〇圓
七五〇圓	七五〇圓
六六〇圓	六六〇圓
五八〇圓	五四〇圓
四六〇圓	四六〇圓
三九〇圓	三九〇圓
三六〇圓	三六〇圓
三〇〇圓	三〇〇圓
二六〇圓	二六〇圓
二二〇圓	二二〇圓
一九〇圓	一九〇圓
一七五圓	一七五圓
一六〇圓	一六〇圓
一五〇圓	一五〇圓
一四〇圓	一四〇圓
一三〇圓	一三〇圓
一二五圓	一二五圓
一一五圓	一一五圓
一〇五圓	一〇五圓
九五〇圓	九五〇圓
八五〇圓	八五〇圓
七五〇圓	七五〇圓
六六〇圓	六六〇圓
五六〇圓	五六〇圓
五六〇圓	五六〇圓
五〇〇圓	五〇〇圓
四八〇圓	四八〇圓
四六〇圓	四六〇圓
四〇〇圓	四〇〇圓
三六〇圓	三六〇圓
三〇〇圓	三〇〇圓
二六〇圓	二六〇圓
二二〇圓	二二〇圓
一九〇圓	一九〇圓
一七〇圓	一七〇圓
一六〇圓	一六〇圓
一五〇圓	一五〇圓
一四〇圓	一四〇圓
一三〇圓	一三〇圓
一二〇圓	一二〇圓
一一〇圓	一一〇圓
一〇〇圓	一〇〇圓
九〇圓	九〇圓
八〇圓	八〇圓
七〇圓	七〇圓
六〇圓	六〇圓
五〇圓	五〇圓
四〇圓	四〇圓
三〇圓	三〇圓
二〇圓	二〇圓
一〇圓	一〇圓
五圓	五圓
一圓	一圓

給與給料 月額	假定給料 月額
二〇〇圓	二〇圓
二一〇圓	一五圓
二四〇圓	三〇圓

給與給料額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の給料額に對する假定給料額による。

00759

Aug 22 88

第一號表

特別項症	傷病原因 第二十四條に依るもの	施行令	退隱料年額に 對する等差	年額の百分の四百二十
第一項症				
第二項症				
第三項症				
第四項症				
第五項症				
第六項症				
第七項症				
同	三百五十			
同	二百八十			
同	一百四十五			
同	二百十			
同	一百七十五			
同	一百四十			
同	一百五			

この條例は、昭和二十一年十月五日からこれを適用する。

鳥取縣吏員等給與條例の一部を次のように改正する。

昭和二十一年四月一日

第一條 この條例において縣吏等とは、鳥取縣吏等を恩給條例第三條に規定するものを謂う。

昭和二十二年四月一日印刷

卷之二
二年四月
一日癸未

鳳樓集

第三種郵便物認可

發行處
鳥取縣鳥取市東町
印刷所